

農業でふくしまぐらし支援事業（移住就農等支援事業）補助金等交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、農政の推進と農業就業人口の増加を図るため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で市町村等又は新規就農者若しくは移住就農希望者（以下、「補助事業者等」という。）に補助金を交付する。

（目的）

第2条 この補助金は、移住就農者等の就農初期段階における初期費用の負担軽減等により、県外からの就農希望者を呼び込むことを目的とする。

第3条 補助金等は、別表1に掲げる補助事業者等が同表に掲げる事業を行う場合について交付するものとし、その額は同表に掲げる補助率等の範囲内で知事が定める額とする。

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は福島県知事（以下、「知事」という。）が別に定める日とする。

（事業の着手）

第4条の2 補助事業者等は、規則第5条の交付の決定後に事業に着手するものとする。ただし、事業の円滑化を図る上で真にやむを得ない理由がある場合に限り、交付決定前の事業着手が認められるものとする。

2 前項ただし書きの規定に基づき、補助事業者等が交付決定前の事前着手を行う場合には、あらかじめ農業でふくしまぐらし支援事業補助金等交付決定前着手届（第1－2号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、別表1に掲げる変更以外の変更をいう。

2 規則第6条第2項に規定する別に定める事項は次のとおりとする。

（1）別表1の事業名1及び2に掲げる補助事業者等に補助金を交付するときは、当該補助事業者等は、規則18条の規定に準じた規定を設けること。

（2）前号の規定により財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処

分することを承認する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業者等は、補助事業等の完了後においても、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等交付の目的に従って、その効果的な運営を図ること。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、農業でふくしまぐらし支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金の交付をすることができる

2 前項の規定に基づき、補助金等の概算払を受けようとするときは、農業でふくしまぐらし支援事業補助金等概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、農業でふくしまぐらし支援事業実施状況報告書（第4号様式）により、各四半期の最終月の翌月10日までに行わなければならない。

2 補助事業者等は、その事業が完了したときは、速やかに農業でふくしまぐらし支援事業完了報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

3 第1項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して事業の遂行の報告を求めることができる。

(事業実績)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、農業でふくしまぐらし支援事業実績報告書（第6号様式）により、その事業が完了した日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては承認を受けた日）から起算して30

日を経過した日、又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日（補助金等を全額概算払により交付を受けた場合は、その年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金等の交付の申請）

第11条 補助金等の交付の通知を受けた補助事業者等は、補助事業等が完了した場合は農業でふくしまぐらし支援事業補助金等交付請求書（第7号様式）に別に定める書類を添え、速やかに知事に提出しなければならない。ただし補助金等の全額が概算払された場合は、この限りではない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第12条 補助事業者等は、規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

- 2 補助事業者等は、実績報告（規則第13条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者等は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を農業でふくしまぐらし支援事業補助金等仕入れに係る消費税等相当額報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分の制限を受ける期間
(1) 不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定められている財産の耐用年数に相当する期間
(2) 取得価格が50万円を超えるもの	5年

（会計帳簿等の整備等）

第14条 補助金等の交付を受けた補助事業者等（間接補助事業者等を含む。）は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 補助事業者等又は間接補助事業者等は、補助事業又は間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第9号様式）を前条に規定する期間について備えておかなければならない。

（権限の委任）

第15条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって別に通知する事業に係るものは、福島県農林事務所の長に委任する。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表1（第3条、第5条、第13条関係）

事業名	1 移住就農者への住環境整備	2 多様な就農者への支援	3 中古農業用機械の購入支援	4 就農希望者の就農準備への支援
補助事業者等（交付先）	市町村、市町村を構成員とするサポート体制組織、農業協同組合	市町村	新規就農者	移住就農希望者
経費	空家の修繕に要する経費	多様な就農者への資金交付に要する経費	中古農業用機械の購入に要する経費	就農希望者の就農準備に要する経費
補助率等	1 2／3以内 （優先枠は3／4以内） 2 補助上限 130万円 （優先枠は150万円）	1 定額 2 補助上限 100万円 （人口1万人以上の市町村200万円）	1 1／2以内 2 補助上限 50万円	1 定額 2 補助額 (1) 交通費 5千円～2万円 (2) 宿泊費 実費 （限度額1万円）
軽微な変更（右記に掲げる変更以外の変更）	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の20%を超える増額又は県補助金の増額 3 事業費の20%を超える減額又は県補助金の減額	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の20%を超える増額又は県補助金の増額 3 事業費の20%を超える減額又は県補助金の減額	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の20%を超える増額又は県補助金の増額 3 事業費の20%を超える減額又は県補助金の減額	1 事業の中止又は廃止